

加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予

業務支援ツールの使い方

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きガイド

加入のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

年金手帳の再交付
のお手続き

保険料はいくら？

保険料の納付方法は？

申請免除・若年者納付猶予
のお手続き

学生納付特例のお手続き

法定免除のお手続き

保険料負担と年金額
の関係は？

追納のお手続き

ナビゲーター
永年美結



ピンク

国民年金市町村業務支援ツール丸わかりガイド

これは便利

A 年金窓口業務初心者も使いやすい

- 窓口業務の流れに沿ったツール体系
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートや必要書類リストなども充実

B 我が市町村に合わせてカスタマイズできる!

- 市町村業務に合わせて変更可能
- 編集しやすいファイル形式
- キャラクターもせられる!!

C 高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色柄の方法なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
- 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮

国民年金市町村業務支援ツールってなんだ?!

1 年金業務を円滑化!!

徹底して市町村の実務を研究して作成された業務支援ツール。窓口業務の流れに即して業務支援ツールを使うことができます。

2 説明もれを防止!!

うっかりとした説明もれや口頭説明によるお客様の誤解など、窓口トラブルを未然に防止するため、もれなく、正確に実施することができます。

3 これ1つでOK!!

この業務支援ツール一式で、適用、免除、老齢、障害、遺族、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金の主だった窓口業務を網羅。

業務支援ツールでできるこんなこと

説明もれなども防止できる!!

● お手続きガイド
● 説明時に使うシート

安心してまかせられるよね!

業務支援ツールで

新人研修にも最適!!

● お手続きガイド
● 研修ツール

業務支援ツールで

言った言わないのトラブル予防!!

● 相談時にお渡しする振り返りシート
● 受理時にお渡しするシート
● 次回までにご用意頂く持ちもののリスト

互いにハッピー

業務支援ツールで

障害基礎年金など高難度業務も的確に!!

● お手続きガイド
● 解説資料集

業務支援ツールで



国民年金市町村業務支援ツール丸わかりガイド

これは便利

A 年金窓口業務初心者も使いやすい

- 窓口業務の流れに沿ったツール体系
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートや必要書類リストなども充実

B 我が市町村に合わせてカスタマイズできる!

- 市町村業務に合わせて変更可能
- 編集しやすいファイル形式
- キャラクターもせられる!!

C 高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色柄の方法なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
- 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮

国民年金市町村業務支援ツールってなんだ?!

1 年金業務を円滑化!!

徹底して市町村の実務を研究して作成された業務支援ツール。窓口業務の流れに即して業務支援ツールを使うことができます。

2 説明もれを防止!!

うっかりとした説明もれや口頭説明によるお客様の誤解など、窓口トラブルを未然に防止するため、もれなく、正確に実施することができます。

3 これ1つでOK!!

この業務支援ツール一式で、適用、免除、老齢、障害、遺族、未支給年金、死亡一時金・寡婦年金の主だった窓口業務を網羅。

業務支援ツールでできるこんなこと

説明もれなども防止できる!!

● お手続きガイド
● 説明時に使うシート

安心してまかせられるよね!

業務支援ツールで

新人研修にも最適!!

● お手続きガイド
● 研修ツール

業務支援ツールで

言った言わないのトラブル予防!!

● 相談時にお渡しする振り回りシート
● 受理時にお渡しするシート
● 次回までにご用意頂く持ちもののリスト

互いにハッピー

業務支援ツールで

障害基礎年金など高難度業務も的確に!!

● お手続きガイド
● 解説資料集

業務支援ツールで



国民年金市町村業務

A
年金窓口業務初心者も
使いやすい

- 窓口業務の流れに沿ったツール体系
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートや必要書類リストなども充実

国民年金市町村業

1 年金業務を円滑化!!

徹底して市町村の実務を研究して作成された業務支援ツール。窓口業務の流れに即して業務支援ツールを使うことができます。

2

うっかり、
によるお
ブルを未
正確に実

年金窓口業務初心者も
使いやすい

- 窓口業務の流れに沿ったツール体系
- ツールに沿ってお客様にわかりやすく説明
- 記載例、相談シートや必要書類リストなども充実

B
我が市町村に合わせて
カスタマイズできる!

- 市町村業務に合わせて改変可能
- 編集しやすいファイル形式
- キャラクターものせられる!!

C 高齢者・障がい者にも配慮したデザイン

- 高齢者も色弱の方なども見やすくデザイン
- 図や表が充実
- 聴覚障害、視覚障害、精神障害などにも配慮



国民年金市町村業務支援ツール実施体制セットアップガイド

年金窓口業務
現場管理用
マニュアル

業務支援ツールを用いた年金窓口業務の実施体制を整備する為のセットアップガイドです。
ツールの効果を確実にするため、業務について現場指示を出す方が内容を確認してください。詳しくは詳細版を参照

Step 1 必要なものを用意

たとえば

パンダー 50 枚 インデックスシール
入るもの × 4冊 × 100 枚プリンター
※プリンターの品質に注意

ふせん

Step 2 内容物の確認

1～2 時間

Step 3 自分の市町村用に
カスタマイズ

2～3 時間

Step 4 自分用に印刷(全39ファイル)
とパンダーへのセット

2～3 日間



Step 5 使い方をマスター

1 週間

こんな工夫で
効率的にマスター!!

- 研修ツールとハンドブックでツールの体系と内容を確認
- 研修ツールにより実務的な使い方を確認
- 従来と案内方法が異なる部分を確認(ふせんを貼付)



Step 6 体制整備計画の立案

2 週間

たとえばこんなことを
話しておくとお話が
スムーズ!!

- 従来と案内方法が異なる部分について共有し採用の可否を協議
- 配置計画として、配置場所、庁内で使用する部数、担当者、印刷スケジュールなどを決定
- 教育計画として、対象者、方法、時期などを決定



Step 7 体制整備の実施

1 カ月

繁忙期までに
準備しておく good!!

- 配置計画に従って必要な部数を作成し配置
- 庁内で使用する担当者への教育研修の実施



Step 8 完了

業務支援ツールを用いた年金窓口業務の実施体制セットアップ完了です



Step1 必要なものを用意

たとえば

 バインダー 50 枚
入るもの × 4冊

 インデックスシート
×100 枚

 プリンター
※プリンターの占有に注意

 ふせん

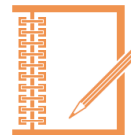
Step2 内容物の確認

1～2 時間



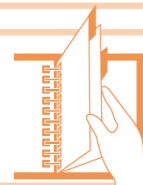
Step3 自分の市町村用に
カスタマイズ

2～3 時間



Step4 自分用に印刷(全39ファイル)
とバインダーへのセット

2～3 日間



Step 5 使い方をマスター

1週間

こんな工夫で
効率的にマスター!!

- 研修ツールとハンドブックでツールの体系と内容を確認
- 研修ツールにより実務的な使い方を確認
- 従来と案内方法が異なる部分を確認（ふせんを貼付）



Step 6 体制整備計画の立案

2週間

たとえばこんなことを
話しておくのとかが
スムーズ!!

- 従来と案内方法が異なる部分について共有し採用の可否を協議
- 配置計画として、配置場所、庁内で使用する部数、担当者、印刷スケジュールなどを決定
- 教育計画として、対象者、方法、時期などを決定



Step 7 体制整備の実施

1カ月

繁忙期までに
準備しておくのがgood!!

- 配置計画に従って必要な部数を作成し配置
- 庁内で使用する担当者への教育研修の実施



Step 8 完了

業務支援ツールを用いた年金窓口業務の実施体制セットアップ完了です



こんな使い方も!!

必要箇所はコピーして
持ち帰ってもらう

年金事務所に
問い合わせるときも
共通フォーマットで役立つ

待合いのスペースに
置いてみる

本庁と支所の連絡を
するときにも
共通フォーマットで役立つ!!

学習用、教育研修用
にもよいのでは

電話問い合わせを受けても
手許にあれば便利

業務支援ツール掲載先

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079540.html>



こんなにたくさん!! 業務支援ツール

機能 業務	メイン ツール	サブツール				
	お手続き ガイド	相談時に使用する振り返りシート	受理時にお渡しするシート		次回までにご用意いただく持ち物リスト	説明中に使うシート
			説明事項のご確認	お手続きの完了について		資料集
加入喪失 各種変更		相談引継 シート				
免除 納付猶予						ハンド ブック
老齢基礎 年金		相談シート				
障害基礎 年金		初めにご相談 される方へ のご質問	相談シート			
遺族基礎 年金		窓口相談 対応票 個人情報	相談シート			
未支給 年金		窓口相談 対応票 相談記録	相談シート			
寡婦年金 死亡一時 金		死亡を原因 とした給付 相談シート	相談シート (チェック表)			
		相談シート (チェック表)	相談シート (チェック表)			
		寡婦 相談シート (チェック表)	死亡一時金 相談シート (チェック表)			
				寡婦 死亡一時金	寡婦 死亡一時金	



お手続きガイド（表紙）

お手続きカード（表紙）

個別のカード

加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きガイド

加入のお手続き	申請免除・若年者納付猶予のお手続き
各種変更・資格喪失のお手続き	学生納付特例のお手続き
年金手帳の再交付のお手続き	法定免除のお手続き
保険料はいくら？	保険料負担と年金額の関係は？
保険料の納付方法は？	追納のお手続き

平成27年度版

20150401：A2-01-1

加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きカード

こんなとき	どうする
加入や免除の一般的なお手続きが知りたいとき	お手続きカード No.1,4,5
加入するとき	お手続きカード No.2,3,6,10,11,12
各種変更・資格喪失するとき	お手続きカード No.7
年金手帳を再交付するとき	お手続きカード No.8,9,10,11,12
保険料を説明するとき	お手続きカード No.13,14,15
保険料の納付方法を説明するとき	お手続きカード No.16
申請免除・若年者納付猶予制度を説明するとき	お手続きカード No.17
学生納付特例制度を説明するとき	お手続きカード No.18
法定免除制度を説明するとき	お手続きカード No.19
保険料負担と年金額の関係を説明するとき	お手続きカード No.20
追納制度を説明するとき	

平成27年度版

20150401：A2-01-3

No.1-1 20歳になったとき

✓ 加入手続きの方法は？

20歳になった方
(20歳の誕生日の前日から)

国民年金被保険者
資格取得届(申出)書

※20歳の誕生日の前月末に日本年金機構より送付

届書は**14日以内**に市区町村窓口、もしくは近くの年金事務所に提出してください。(郵送も可)

例：誕生日が2月2日の場合



✓ 納付方法は？

✓ 納付が困難な場合

現在学生の方	学生納付特例制度	学生納付特例 (No.17)
学生ではない方	申請免除・若年者納付猶予制度	申請免除・若年 (No.16)

✓ 年金手帳の見本は？

再交付 (No.7)

平成27年度版

20150401：A2-01-11

No. _____

【国民年金】加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予 相談引継ぎシート

年金事務所、または他の市区町村でお手続きをされる方は、お手続き先にシートをお持ちください。

※ お客様に重複した相談を行わず、スムーズにお手続きをしていただくためのものです。

1. 年金手続き本人情報の確認

基礎年金 番号																配偶者	あり	・	なし
フリガナ お名前															生年月日	年	月	日	
ご住所	〒															電話番号			

☐ 本人確認資料でご本人が確認しましたか？

2. 引継ぎ先

☐ () 年金事務所 ☐ () 市区町村窓口

3. 手続き中の内容の確認

取得	転居
☐ 20歳になった	☐ 海外
種別変更	☐ その他 ()
☐ 会社を退職した	☐ その他
☐ 配偶者の扶養から外れた	☐ 任意加入
☐ 配偶者が死亡した	☐ 年金手帳の再交付
☐ 配偶者が退職した	☐ 保険料について
☐ 配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が発生した	免除・納付猶予・宇特
資格喪失	☐ 申請免除
☐ 60歳に到達した	☐ 若年者納付猶予
☐ 海外に転出する	☐ 学生納付特例
☐ 被用者年金各法に基づく老齢給付等の受給権を有した	☐ 法定免除
☐ 任意加入者で資格喪失を希望する	
☐ 被保険者が死亡した	

相談引継ぎシート

4. ご説明済み事項

☐	概要版	☐	
--------------------------	-----	--------------------------	--

<加入・喪失・各種変更>

☐	1	20歳になったとき	☐	10	前納制度
☐	2	会社を退職したとき	☐	11	後納
☐	3	配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき	☐	12	特例追納
☐	4	海外に居住するとき	☐	13	金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付
☐	5	任意加入するとき	☐	14	口座振替
☐	6	資格を喪失したとき	☐	15	クレジットカード納付
☐	7	年金手帳再交付申請	☐		必要書類リスト
☐		額について	☐		
☐		保険料と付加年金	☐		

<免除・納付猶予>

☐	16	申請免除・若年者納付猶予制度	☐	19	保険料負担と年金額の関係は？
☐	17	学生納付特例制度	☐	20	追納について
☐	18	法定免除制度	☐		必要書類リスト

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇



国民年金の加入・切り替え
手続きを行った方へのご案内

✔ お手続き後にご確認ください

納付書の送付及び納付期限

- 約1ヵ月半後、日本年金機構から保険料の払い込み書（納付書）が送付されます。
- (注) 過去に国民年金の切り替え手続き遅れがあり、保険料の納付が必要な場合は、日本年金機構から加入手続きの案内や未納分の納付書が送付されることがあります。

納付期限は、「納付対象月の翌末日」と定められております。

- 保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気等で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手がなくなったときの家族基礎年金が受けられない場合があります。

⚠ ご注意ください

保険料を納められないときのために、免除制度があります。特例あり、任意加入期間は適用外。さかのぼって免除等を申請する場合は、納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1ヵ月前までの期間）になります。詳細についてはお問い合わせください。

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられております。納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所初日
午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は
ご利用いただけません。

問合せ先

○年金事務所
所在地 ○○市・・・
電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

○市○部国保年金課 担当 年金係
所在地 ○○県○○市・・・
電話番号 ○○○-○○○-○○○○○
FAX番号 ○○○-○○○-○○○○○

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

免除・納付猶予・学生納付特例の
手続きを行った方へのご案内

✔ 免除・納付猶予・学生納付特例の審査結果について

■ 承認結果について

申請後、日本年金機構から概ね2～3ヵ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、審査結果（承認通知）で、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、**あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。**

※ 全額免除・若年者納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 申請が却下になった場合

保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、年金事務所に連絡してください。

✔ 申請期間の年金の取り扱い

若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間が承認された期間に比べ、老齢基礎年金の**年金額が少**くなります。

免除された老齢基礎年金は

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金	
	受給資格	年金額への反映	受給資格	
全額免除	○	8分の4	○	
4分の3免除	○	8分の5	○	
半額免除	○	8分の6	○	
4分の1免除	○	8分の7	○	
保険料未納	×	×	×	×
学生納付特例	○	×	○	
若年者納付猶予	○	×	○	

✔ 老後の年金額を増やしたい場合には？

- 免除された保険料は**10年以内**であれば**追納**（後払い）することができます。追納する場合は、年金事務所まで申し込みが必要です。詳細は年金事務所にお問い合わせください。



【国民年金】加入・喪失・変更 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

<20歳になったとき>

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	国民年金被保険者資格取得届	日本年金機構
☐	年金番号を持っている場合は、年金手帳または基礎年金番号通知書 ※基礎年金番号の確認	日本年金機構
☐	その他必要な書類がある場合（下記に記載）	

<退職したとき>

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金手帳または基礎年金番号通知書 ※基礎年金番号の確認	日本年金機構
☐	被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの (退職証明書、健康保険喪失証明書、雇用保険被保険者離職証明書(離職票)、第1号・第3号被保険者資格取得動向表、年金事務所 ※退職した事実が確認できる書類)	退職証明書: 退職前の事業主 健康保険喪失証明書: 最後に加入していた協会けんぽ都道府県支部、健康保険組合、共済組合等 離職票: ハローワーク 第1号・第3号被保険者資格取得動向表: 年金事務所 ※退職した事実が確認できる書類
☐	その他必要な書類がある場合（下記に記載）	

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【国民年金】免除・納付猶予 必要書類リスト (申請免除・若年者納付猶予)

月 日までに、次の書類をご提出ください。

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	当窓口、年金事務所、日本年金機構のHP等
☐	年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金番号通知書のコピー ※基礎年金番号の確認	日本年金機構
失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方（ア、イのいずれか）		
☐	ア 雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
☐	イ 雇用保険被保険者離職票等のコピー	旧勤務先等
☐	（ア、イのいずれか）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか） （ア～オのいずれか）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか）	
☐	ア 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー	市区役所または町村役場
☐	イ 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書	会社の所在地を管轄する法務局
☐	ウ 税務署等への異動届出書、個人事業の開業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）	
☐	エ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書	
☐	オ その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類	

裏面に続く



任意加入 返戻防止チェックシート

チェック項目

- 1 厚生年金・共済年金月数の確認をしましたか？
※20歳前・60歳以後の期間を含めていないか注意してください。
※共済年金は加入期間確認通知書等で確認してください。
- 2 同月得長の期間を確認しましたか？
※重複して期間を加算していないか注意してください。
- 3 国民年金の納付月数の確認をしましたか？
※一部免除期間の計算方法に注意してください。
(4分の3納付＝0.75ヵ月、半額納付＝0.5ヵ月、4分の1納付＝0.25ヵ月で計算します。)
- 4 任意加入期間、特約は3年未満、3年未満期間の確認をしましたか？

老
齢
基
礎
年
金

任意加入 返戻防止チェックシート

増
額
を
確
認
す
る
場
合

- 6 任意加入納付予定月数を確認しましたか？
- 7 他に番号を持っていないか確認しましたか？
※旧姓や他の履歴を確認してください。

基礎年金番号	期間	月数
()	(~)	(~)
		ヵ月
基礎年金番号	期間	月数
()	(~)	(~)
		ヵ月
- 8 厚生年金・共済年金の被保険者ではないですか？
※厚生年金・共済年金の被保険者は加入できません。
- 9 老齢基礎年金の繰上げ受給をしていませんか？
※老齢基礎年金の繰上げ受給をしていると任意加入できません。

No. _____
【国民年金】免除・納付猶予・学特 情報整理シート

年金手続き本人情報の確認

基礎年金番号	
フリガナ	
お名前	
ご住所	〒

申請までの経緯

申請までの経緯	
---------	--

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者納付 平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況											
本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者納付 平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況											
本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者納付 平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況											
本人											
配偶者											
世帯主											

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者納付 平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況											
本人											
配偶者											
世帯主											

(※) 地方税法上の所得 (純損失、雑損失の繰越控除前の額)



ハンドブック | 加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予

概要版は、対応件数が多く事務量も多い、加入・喪失・各種変更および免除・納付猶予の業務において、離れた場所からシステムに実行するためのものです。より具体的な説明が必要となる場合は、簡便なそれぞれの手続きカードを参照してください。サマリー版は、基本的には業務の流れに沿って作成されており、先読ページから順番を追って説明することが出来ます。

5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22 5-23 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28 5-29 5-30 5-31 5-32 5-33 5-34 5-35 5-36 5-37 5-38 5-39 5-40 5-41 5-42 5-43 5-44 5-45 5-46 5-47 5-48 5-49 5-50 5-51 5-52 5-53 5-54 5-55 5-56 5-57 5-58 5-59 5-60 5-61 5-62 5-63 5-64 5-65 5-66 5-67 5-68 5-69 5-70 5-71 5-72 5-73 5-74 5-75 5-76 5-77 5-78 5-79 5-80 5-81 5-82 5-83 5-84 5-85 5-86 5-87 5-88 5-89 5-90 5-91 5-92 5-93 5-94 5-95 5-96 5-97 5-98 5-99 5-100

簡便なカード(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。

簡便なカード(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。

簡便なカード(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。

簡便なカード(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。

簡便なカード(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。カードの裏紙は、参考資料が記載されています。カードとして使うことを想定しています。

ハンドブック

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 | 11

解説

4.5 ~加入のお手続き~

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

加入のお手続きは、加入申請書(表紙)と裏紙の両面に記載するカードに制度や必要手続きを記載したカードで構成されています。

V 疑義照会

テーマ 国民年金保険料の住所を成年後見人の住所に登録することについて

関連条文 民法第855条、第859条

疑義内容 過去の経費明細書において「成年後見人にかかる国民年金保険料の納付手続き及び支払いについては、成年後見人が行う経費であるものと認識することが出来るため、別途送付することが出来る」とありますが、別途送付をすることで郵送料が送付されない等の不利益を生じらるため、経費明細書の住所を成年後見人の住所で送付することが可能かどうかを教えてください。

回答 成年後見人は民法第855条において、財産に関するすべての法律行為について代理権を有していますが、成年後見人(以下「後見人」という。)と成年後見人に対する代理権については、民法第876条の4及び民法第876条の5により、申立て審判で成年後見人が審判を受ける「特定の法律行為」に限られています。

また、国民年金保険料の納付の送付については、後見人等に対して送付するほか、成年後見人に対して送付することが可能ですが、後見人等に対して送付する場合については、後見人等に対して送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為について代理権が与えられている場合は、後見人等に対して送付を行うことが出来ます。

本件については、後見人等に対して送付を要する費用(裁判料、公証料、印紙、ロースト等)の支払及びこれに関する法律行為についての代理権が与えられているため、国民年金保険料の納付の送付が可能ですが、納付金の送付方法については別途により国民年金保険料の住所を成年後見人の住所で送付する方法が考えられます。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

また、国民年金保険料の納付の送付については、国民年金保険料の納付の送付を受けるため、特定の法律行為として送付する必要があるため、後見人等に対して送付する法律行為(納付金、年金請求、年金請求に関することなど)を国民年金保険料の住所で送付する必要があります。

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 | 22



加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きガイド

加入のお手続き

申請免除・若年者納付猶予
のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

学生納付特例のお手続き

年金手帳の再交付
のお手続き

法定免除のお手続き

保険料はいくら？

保険料負担と年金額
の関係は？

保険料の納付方法は？

追納のお手続き

平成

お手続きガイド（表紙）



お手続きカード（表紙）

加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きカード

こんなとき

どうする

加入するとき



お手続きカード
No.1,4,5

各種変更・資格喪失
するとき



お手続きカード
No.2,3,6,届書等

年金手帳を再交付
するとき



お手続きカード
No.7

保険料を説明するとき



お手続きカード
No.8,9,10,11,12

保険料の納付方法を
説明するとき



お手続きカード
No.13,14,15

保険料負担と年金額の
関係を説明するとき



お手続きカード
No.19

追納制度を説明するとき



お手続きカード
No.20



お手続きカード（表紙）

加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きカード

こんなとき

どうする

申請免除・若年者納付猶予制度を
説明するとき

学生納付特例制度を
説明するとき

法定免除制度を説明するとき

保険料負担と年金額の
関係を説明するとき

追納制度を説明するとき



お手続きカード
No.16



お手続きカード
No.17



お手続きカード
No.18



お手続きカード
No.19



お手続きカード
No.20

保険料負担と年金額の
関係を説明するとき



お手続きカード
No.19

追納制度を説明するとき



お手続きカード
No.20



国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人

加入・喪失・変更
(No.1-6)

第1号被保険者

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含めます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しくなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に	将来の“まさか”に	老後の“安心”に
障害基礎年金 病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。	遺族基礎年金 一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。	老齢基礎年金 65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）

➡ 海外任意
(No.4)➡ 任意加入
(No.5)

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。
口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。



国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

✓ 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

⇒ 保険料
(No.8)

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）

定額保険料（月額） **15,590円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（**月額400円**）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。

⇒ 付加
(No.9)

✓ 保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」
と定められております。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手がなくなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

✓ 保険料の納め方

⇒ 保険料
(No.8)

口座振替

金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

クレジット
カード納付

電子納付
(ペイジー)

※ **市区町村および年金事務所の窓口**では、**国民年金保険料を納めることはできません**ので、ご了承ください。

✓ やりくり上手な納め方

⇒ 前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により**保険料が割引**になります。
- **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引**になります。
- ※ **クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、2年前納、1年前納および6ヵ月前納の上期分が2月末、6ヵ月前納の下期分が8月末となります。**



国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

② 申免、若年
(No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得*が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

*1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

例えは、世帯の場合	免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料(月額)
	全額免除	57万円	0円
	4分の3免除	93万円	3,900円
	半額免除	141万円	7,800円
	4分の1免除	189万円	11,690円

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金	
	受給資格	年金額への反映	受給資格	
全額免除	○	8分の4	○	
4分の3免除	○	8分の5	○	
半額免除	○	8分の6	○	
4分の1免除	○	8分の7	○	
保険料未納	×	×	×	
学生納付特例	○	×	○	
若年者納付猶予	○	×	○	

① ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

平成27年度版

20150401：A2-01-7

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

若年者納付猶予

② 申免、若年
(No.16)

30歳未満の方で国民年金保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。(ただし学生は対象外)

審査対象者：本人(30歳未満)および配偶者

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

学生納付特例

② 学生
(No.17)

学生で前年所得が基準額以下の方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

審査対象者：学生本人

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は4月～翌年3月で行います。

学生とは、学校教育法に定める大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校在籍する学生。
※一部対象とならない学校もあります。

法定免除

② 法免
(No.18)

次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届出れば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金(2級以上)を受けている方
2. 生活保護法による「生活扶助」を受けている方(※外国籍の方は申請免除の要件となります。)
3. 厚生労働大臣が指定する施設(ハンセン病療養所、国立保養所など)に入所している方

追納

② 追納
(No.20)

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納)することができます。

平成27年度版

20150401：A2-01-8



国民年金その他の手続き先

☑️ こんなときは市区町村以外の窓口で手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手続先
配偶者の被扶養者が20歳になったとき (厚生年金保険や共済組合に加入していない人)	第3号被保険者の加入手続きをする	配偶者の勤務先
結婚や退職等で配偶者の扶養に入ったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者が会社を変わったとき	引き続き第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先



日本年金機構 年金事務所の電話番号

事務所名	業務内容	国民年金の資格・保険料に関する照会
日本年金機構 〇〇年金事務所国民年金課		00-0000-0000
日本年金機構 〇〇年金事務所		00-0000-0000

必要に応じて市町村や管轄年金事務所の連絡先を記入し使用してください。

ねんきんダイヤル	050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1144 年金の改正に関する照会	火～金曜日：午前8:30～午後5:15 第2土曜日：午前9:30～午後4:00 ※ 休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日 は利用できません。
国民年金保険料 専用ダイヤル	0570-011-050 050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6731-2015	月曜：午前8:30～午後7:00 （月曜が休日の場合は火曜日） 火～金曜日：午前8:30～午後5:15 第2土曜日：午前9:30～午後4:00 ※ 休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日 は利用できません。
ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会		【受付時間】 月～金曜日：午前9:00～午後7:00 第2土曜日：午前9:00～午後5:00 ※ 休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日 は利用できません。
ねんきん定期便・ ねんきんネット 専用ダイヤル	0570-058-555 050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1144	



No.1-1 20歳になったとき

✓ 加入手続きの方法は？

➡ 届書等
(2)

20
歳

20歳になった方
(20歳の誕生日の前日から)

国民年金被保険者
資格取得届(申出)書

※20歳の誕生日の前月末に日本年金機構より送付

届書は**14日以内**に市区町村窓口、もしくは近くの年金事務所に提出してください。(郵送も可)

例：誕生日が2月2日の場合

✓ 納付が困難な場合

現在学生の方

学生納付特例制度



学特
(No.17)

学生ではない方

申請免除・若年者納付猶予制度



申免、若年
(No.16)

学生ではない方

申請免除・若年者納付猶予制度



申免、若年
(No.16)

✓ 年金手帳の見本は？

➡ 再交付
(No.7)

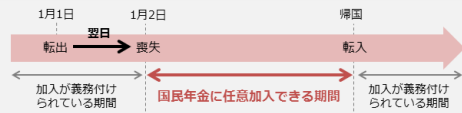


No.4-1 海外に居住するとき

✓ 海外任意加入制度の内容

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、**日本国籍の方は国民年金に任意加入**することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた**老齢基礎年金を受け取る**ことができます。

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、**日本国籍の方は国民年金に任意加入**することができます。



条件

- 日本国籍を有すること
- 20歳以上65歳未満の海外居住者または65歳以上70歳未満で年金受給資格期間が足りない方

※ 任意加入されている場合、保険料の免除や納付猶予制度、学生納付特例制度は利用できません。

※ 付加保険料を納付することで、将来の受給額を増やすことができます。

✓ お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
国内協力者がいる方	協力者がお住まいの市区町村窓口
国内協力者がいない方	最後にお住まいだった住所を管轄する年金事務所
国内協力者がいない方で、日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4-2 海外に居住するとき

✓ 納付方法

ATM

協力者が
お住まいの市区町村窓口

クレジットカード納付

クレジットカード
で納める方法

クレジット
(No.15)

電子納付
(ペイジー)

ネットバンキング等の
電子媒体で納める方法

電子納付
(No.13)

前払いによる割引制度があります。

前納
(No.10)

- 任意加入制度の加入または喪失は申出の手続きをお早めにお願ひします。
- 任意加入は、さかのぼってすることはできません。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。

✓ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の**強制加入被保険者となります**。その際には**手続きが必要**※です。転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、**再度、納付方法の申出が必要**となります。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**※です。任意加入したときの
手続きを行った窓口にてお問い合わせください。

任意等
(⑪)



No.5-1 任意加入するとき（高齢任意加入）

年金額を増やすには

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。
ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入が可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)

具体例（年額）	
20歳	60歳
35年（420月）納付済	任意加入で5年間（60月）納付
(平成27年度額) 780,100円 × $\frac{420}{480}$ → 682,600円	(平成27年度額) 780,100円 × $\frac{480}{480}$ → 780,100円 (平成27年度 老齢基礎年金満額)
97,500円 プラス	

60歳（65歳）に達した日＝60歳（65歳）の誕生日の前日

納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。
※預金口座等を有しない方はご相談ください。

任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

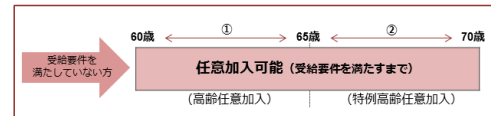
No.5-2 任意加入するとき（高齢任意加入・特例高齢任意加入）

受給要件を満たすためには

受給資格（300月以上の納付）を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。
ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①の高齢任意加入で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
① 受給要件（25年）を満たしていない方 または、年金額を増額させたい方	① 65歳になるまでの間
② 受給要件（25年）を満たしていない方 ただし、 <u>昭和40年4月1日以前に生まれた方</u>	② 70歳になるまでの間 (受給要件を満たすまで)



60歳（70歳）に達した日＝60歳（70歳）の誕生日の前日

納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。
※預金口座等を有しない方はご相談ください。

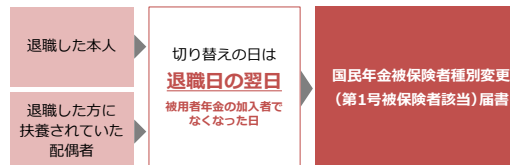
任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。



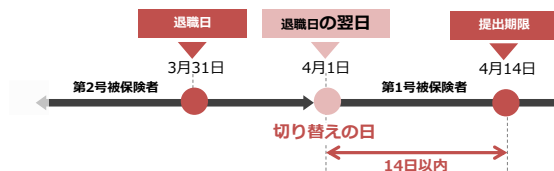
No.2-1 会社を退職したとき

☑ 必要な手続きは？



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方（第3号被保険者）のお手続きも必要です。

例：退職日が3月31日の場合



☑ 納付が困難な場合



No.3-1 配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき

必要の手続きは？



※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者（夫または妻）が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構にも提出しても、市区町村への手続きが必要となります。

納付方法は？

➡ 保険料 (No.8)

納付が困難な場合



No.6-1 資格を喪失したとき

☑ 必要な手続きは？



※1 第2号被保険者となる場合を除く。

※2 第2号被保険者または第3号被保険者となる場合を除く。

☑ 保険料

- 国民年金の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納付する必要があります。
- 資格取得日の属する月に資格を喪失した場合は、当月分を納付する必要があります。
(ただし、その後月末の時点で第2号被保険者または第3号被保険者である場合は、
納付を要しません。)
- 保険料を前納している場合には、資格喪失日の属する月以後は還付されます。

(注) なお、被保険者資格を喪失した場合であっても、引き続き任意加入などの被保険者資格を取得し、
希望した場合には、引き続き被保険者期間に係る前納保険料として取り扱うことができます。

No.6-2 資格を喪失したとき

☑ 手続きに必要な書類

書類名	目的	備考
年金手帳または 基礎年金番号通知書	基礎年金番号の確認の ため	死亡届の場合は、必ずしも 要しません
共済組合員証	共済組合の資格取得日の 確認のため	共済組合に加入の場合
年金証書のコピー	—	退職を事由とした年金の 受給権を得た場合
委任状	—	本人、世帯主または国内協力 者以外が手続きするとき



No.7-1 年金手帳再交付申請

✓ 年金手帳



＜以前交付されていた年金手帳＞

＜現在交付している年金手帳＞

✓ お手続き窓口

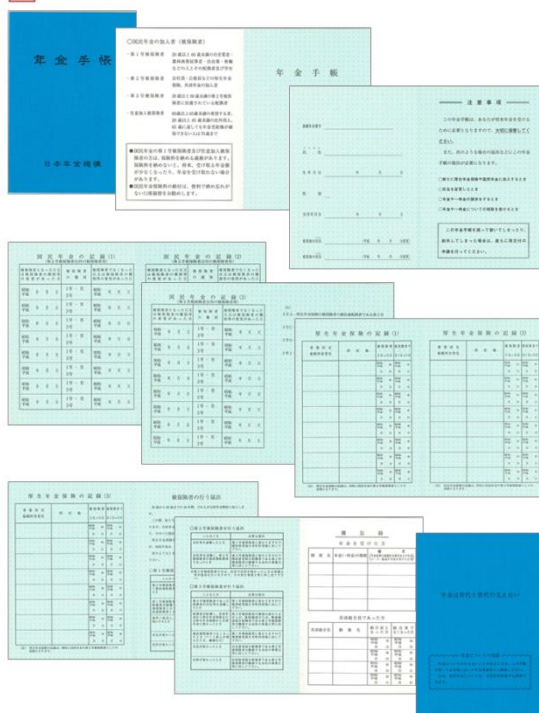
再交付申請をされる方	お手続きを行う窓口
国民年金第1号被保険者の方 任意加入被保険者の方	住所地の市区町村窓口
厚生年金保険または船員保険の被保険者の方	勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（事業所経由または直接。郵送の場合は事務センターでも可）
国民年金第3号被保険者の方	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険の第四種被保険者の方	住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった方	被保険者であった最後の住所を管轄する年金事務所
最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった方	被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった方	被保険者であった最後の住所を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）

○ 約1か月半後、年金事務所より新しい年金手帳が送付されます。

※ 第1号被保険者で年金手帳の再交付をお急ぎの場合は、顔写真付き身分証明書をお持ちいただければ、年金事務所でも再交付のお手続きができます。

No.7-2 年金手帳再交付申請

✓ 年金手帳（全体）



No.8-1 保険料額について

☑ 国民年金の保険料（平成27年度の額）

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）

定額保険料（月額） **15,590円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。



国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられています。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。



(No.9)

口座振替

コンビニ等の
窓口で納付

クレジットカード
カード納付

電子納付
(ペイジー)

➡ 口座振替
(No.14)

➡ 窓口
(No.13)

➡ クレジット
(No.15)

➡ 電子納付
(No.13)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

早割制度（口座振替）

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒ 年間600円（月額50円）の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

➡ 前納
(No.10)

保険料



No.9-1 付加保険料と付加年金

✓ 付加保険料

定額保険料（平成27年度：15,590円）に加えて、**付加保険料（月額400円）**を納めた場合、年金受給時に**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

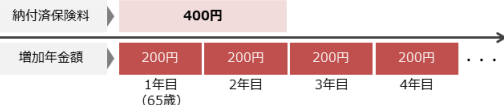
- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1ヵ月間、付加保険料を
納めていた場合の受け取る年金額

$$\begin{aligned} &<\text{給付額}> \\ &200\text{円} \times 1\text{ヵ月} \\ &= \mathbf{200\text{円}} \text{（年額）} \end{aligned}$$

※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

✓ 注意事項

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。



No.10-1 前納制度

☑ 前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより**保険料が割引**になる制度です。
- **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなり**ます。
※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。
※口座振替申出後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の申出は不要です。
- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」
 - ・「1年前納」
 - ・「6ヵ月前納」
 - ・「平成28年3月までの前納」

☑ 2年前納とは



前納保険料額

<平成27年度の金額>

※（ ）内は割引額

納付方法	1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割引がない場合	15,590円	93,540円	187,080円	382,200円
前納	現金支払 クレジットカード納付	※前納制度なし 92,780円 (△760円)	183,760円 (△3,320円)	※前納制度なし
	口座振替	15,540円 (△50円)	92,480 (△1,060円)	183,160円 (△3,920円)
				366,840円 (△15,360円)

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

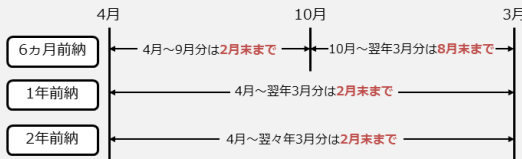
No.10-2 前納制度

☑ 手続き方法

クレジット納付の場合は・・・

 クレジット
(No.15)

お申し込み期限（口座振替）：



- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。



参考資料

前納



No.11-1 後納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

✓ 後納制度

➡ 届書等
(※)

後納制度とは、時効により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に後納する場合の1カ月分の保険料額 (円)		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成17年度	13,580	1,300	14,880
平成18年度	13,860	1,070	14,930
平成19年度	14,100	860	14,960
平成20年度	14,410	680	15,090
平成21年度	14,660	500	15,160
平成22年度	15,100	330	15,430
平成23年度	15,020	200	15,220
平成24年度	14,980	90	15,070
平成25年度	15,040	0	15,040
平成26年度	15,250	0	15,250

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

✓ お問い合わせ先

国民年金保険料
専用ダイヤル

0570-011-050
050ではじまる電話で
おかけになる場合は
03-6731-2015

【受付時間】
月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が休日の場合は火曜日)
火～金曜日：午前8:30～午後5:15
第2土曜日：午前9:30～午後4:00
※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日
は利用できません。

後
納

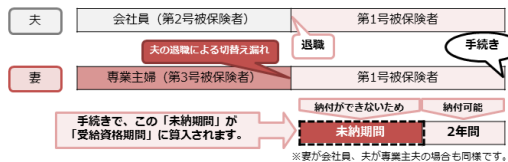


No.12-1 特例追納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

☑ 特例追納制度

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切替え手続きが2年以上遅れた方で**、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

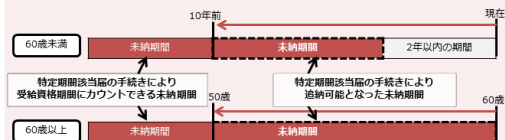


☑ お手続きのメリット

- 届出をすることにより、年金受給資格を得られる場合があります。
- 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。

※ご注意：すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○最大10年分の特例追納が可能なケース



No.12-2 特例追納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

☑ 保険料額 (平成27年度における)

平成17年度以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14,880円	14,930円	14,960円	15,090円	15,160円	15,430円	15,220円	15,070円	15,040円	15,250円

※ 現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

☑ お問い合わせ先

国民年金保険料
専用ダイヤル

0570-011-050

050ではじまる電話で
おかけになる場合は
03-6731-2015

【受付時間】
月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が休日の場合は火曜日)
火～金曜：午前8:30～午後5:15
土～日曜：午前9:30～午後4:00
※ 祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。



No.13-3 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付

No.13-2 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付

No.13-1 金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付

現金で納付するときは

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「**納付期限**」までに銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。
- 市区町村および年金事務所窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

- セブンイレブン
- ファミリーマート
- セブンイレブン
- 山崎製パン
- デイリーヤマザキ
- ヤマザキバスターミナルパートナーシップ
- ニューヤマザキパートナーシップ
- ポプラグループ
- ポプラ
- 生活協同組合
- くらりハウス
- スリーエット
- ローソン
- ミニストップ
- セコマート
- コメニシティ・ストア
- スリーエフ
- ココストア
- セブオン
- M&M食料店
- M&M食料店とは、株式会社しんきん食料サービスが設置する公共料金収納率のことです。

納付書見本



ATM、ネットバンキングでの支払いは、

※ 納付方法の詳細については、納付書の裏面をご確認ください。

<年金事務所送付封筒>

<日本年金機構本部送付封筒>

平成27年度版

20150401：A2-01-35

No.14-2 口座振替

No.14-1 口座振替

口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

手続き方法

- 申込用紙（「**国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書**」）に必要事項を記入し、お近くの**年金事務所**または**金融機関**の窓口へ提出していただくか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。
- ※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印、氏名と口座名義の確認をお願いします。

口座振替の早割制度とは

通常は翌月末に行われる口座振替を、当月末に行い、早めに納めていただくことで保険料を割引（**年間600円（月額50円）**）する制度です。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいていた方も**早割に需要するためには、あらかじめ申し込みが必要**です。
- 口座振替が開始されるまで、**2か月程度かかります**のであらかじめご了承ください。

平成27年度版

20150401：A2-01-39

No.15-1 クレジットカード納付

手続き方法

- 申込用紙に必要事項を記入し、お近くの**年金事務所**の窓口へ提出していただくか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

注意事項

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）

納付方法	期間	立替納付期日	申込期日
毎月納付	当月分	毎月末日	-
6ヵ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日	2月末日 8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日	2月末日

- お申込みから数週間後に「**国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・経過通知書**」をお送りします。

- クレジットカード納付では、**口座振替による当月末振替（早割）はできません**。
また、クレジットカード納付による6ヵ月前納・1年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額と同額です。

※被保険者とカード名義が異なる場合には、被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカードの名義人に変更したものと取り扱っていただきます。カードの名義人の方はこれを承認していただきます。
なお、被保険者とカードの名義人の続柄が配偶者以外の場合は、カードの名義人に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

平成27年度版

20150401：A2-01-41

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きカード

こんなとき	どうする
加入や免除の 一般的なお客様が来たとき	お手続きカード 概要版
詳細な説明が必要なお客様には	
加入するとき	お手続きカード No. 1,4,5
各種変更・資格喪失 するとき	お手続きカード No. 2,3,6,届書等
年金手帳を再交付 するとき	お手続きカード No. 7
保険料を説明するとき	お手続きカード No. 8,9,10,11,12
保険料の納付方法を 説明するとき	お手続きカード No. 13,14,15
申請免除・若年者納付猶予制度を 説明するとき	お手続きカード No. 16
学生納付特例制度を 説明するとき	お手続きカード No. 17
法定免除制度を説明するとき	お手続きカード No. 18
保険料負担と年金額の 関係を説明するとき	お手続きカード No. 19
追納制度を説明するとき	お手続きカード No. 20



No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

免除・若年者

✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				30歳未満の第1号被保険者（30歳になる月の前月まで）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.45の審査基準 参照）				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます （一部不可）	できません （更新手続きが必要です）			できます （一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます （一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がきます）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合

No.16-2 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 年金を受け取る時はどう違うの？

年金額
(No.19)

		保険料納付	若年者 納付猶予	申請免除		保険料未納
				全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎 年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○	△1 ※1	×
	増える？ (年金額)	○	×	○ ※2	△ ※2※3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる**場合があります。
- ※2 申請免除または若年者納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能です。**
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。

✓ 手続き

申請書等
(※)

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を**住民票上の住所地**の市区町村に提出します。

- 申請免除・若年者納付猶予は、**過去2年1カ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（7月から翌年8月までの12カ月間）の申請となります。※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 申請免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知ください。



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度



審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- ・ 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・ 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
- ・ 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
- ・ 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
- ・ 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
- ・ 特別障害給付金を受給している方
- ・ 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度



審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、本人および世帯主の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）

審査の対象者が一定の状況に該当する場合、前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査を行います。



No.16-4 申請免除・若年者納付猶予制度



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から平成28年6月末（平成27年6月30日まで）に申請した場合は平成27年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・若年者納付猶予・学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 若年者納付猶予は30歳になる月の前月分まで申請できます。30歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

平成27年度期間

27 7	27 8	27 9	27 10	27 11	27 12	28 1	28 2	28 3	28 4	28 5	28 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成26年中所得（※）により審査します

平成26年度期間

26 7	26 8	26 9	26 10	26 11	26 12	27 1	27 2	27 3	27 4	27 5	27 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成25年中所得（※）により審査します

平成25年度期間

25 7	25 8	25 9	25 10	25 11	25 12	26 1	26 2	26 3	26 4	26 5	26 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成24年中所得（※）により審査します

平成24年度期間

24 7	24 8	24 9	24 10	24 11	24 12	25 1	25 2	25 3	25 4	25 5	25 6
---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

平成23年中所得（※）により審査します

（※）地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、
平成25年6月分の
保険料の
免除申請期限日は…

平成25年6月分

納付期限日（注）

平成25年7月31日

免除申請期限日

平成27年7月31日

（注）納付期限日が土・日・祝日であった場合には、営業日（注）が納付期限日となります。

情報整理
シート



No.16-5 申請免除・若年者納付猶予制度

☒ 来年度以後は？

- 来年度以後、年度毎に申請が必要となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 若年者納付猶予のみ

継続
申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ること、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や若年者納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

- 免除等の申請をした後に前年所得の修正があった場合は、年金事務所にご連絡ください。

- 免除等の承認後に第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合

第1号被保険者でなくなった場合は、自動的に免除等期間ではなくなりますが、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。

- 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請が必要です。

No.16-6 申請免除・若年者納付猶予制度

☒ 手続き後は？

 申請番号
(No.20)

- 審査結果について

日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・若年者納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料（前納保険料を除く）は還付できません。
- ※ 全額免除・若年者納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

- 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です）。

- 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

- 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おください。

☒ 将来の年金額を増やすには？

 追納
(No.20)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。



No.17-1 学生納付特例制度

✓ 制度のご説明

学生納付特例制度は、学生の方の申請により、保険料の納付を猶予（先送り）する制度です。

この制度を活用することで、学生の方が、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合等、**障害基礎年金等を受給できなくなることを防止**できます。

※学生の方は、申請免除・若年者納付猶予制度は利用することができません。

✓ 対象となる方

学生の方で所得が一定以下の方が対象です。

学校教育法に定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校^{※1}、一部の海外大学の日本分校^{※2}に在学する方
（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）



118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等（本人）

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

※2 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

学
特

✓ 年金を受け取る時はどう違うの？

		保険料納付	学生納付特例	保険料未納
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	×
老齢基礎年金	もらえる？ （受給資格期間）	○	○	×
	増える？ （年金額）	○	×	×

年金額
(No.18)

No.17-2 学生納付特例制度

✓ 手続き

「国民年金保険料学生納付特例申請書」を**住民票上の住所地**の市区町村窓口に提出します。

- 学生納付特例は、**過去2年1ヵ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（4月から翌年3月までの12ヵ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出が必要です。
- 在学証明書原本もしくは学生証（裏面も含む）のコピーの添付が必要です。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
学生納付特例	年度毎に申請が必要 年度：4月～翌3月	×

（※）申請している在学期間中は、毎年3月に更新の申請書が届きます。

✓ 将来の年金額を増やすには？

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

- 追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以後に保険料を追納する場合は、**当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。**

例1：平成27年（2015年）3月31日までに追納する場合

H.16	H.17	H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25
← 加算あり →									

例2：平成29年（2017年）3月31日までに追納する場合

H.18	H.19	H.20	H.21	H.22	H.23	H.24	H.25	H.26	H.27
← 加算あり →									

申請書等
(※)

追納
(No.20)

No.17-3 学生納付特例制度

✓ 手続き後は？

■ 審査結果について

申請後、日本年金機構から**概ね2～3ヵ月後**に審査結果が送付されます。それまでの間、それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご了承ください。

なお、前年所得「有」として申請された方については所得の確定が6月以後となりますので、日本年金機構での所得審査が7月から開始となります。

※学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた国民年金保険料は還付できません。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 学生でなくなった場合

学生納付特例の承認を受けていた方は、「学生不該当届」を提出する必要があります。また、所得の少ない方は**免除・納付猶予の申請を行うことができます。**

■ 来年度も学生である場合

前年度の申請の際に記入した在学生予定期間中の方は、日本年金機構から3月末に更新の案内が届きます。

学生納付特例を希望する場合は、**来年度4月以後すみやかに申請してください。**

✓ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？

保険料の**免除・納付猶予制度**があります。

【免除・納付猶予制度のメリット】

- 病気やけがで障害が残ったときに年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に参入されます。

申請書等
(※)

申請、若年
(No.16)

申請、若年
(No.16)

No.18-1 法定免除制度

✓ 制度のご説明

第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に**保険料の納付が免除**される制度です。

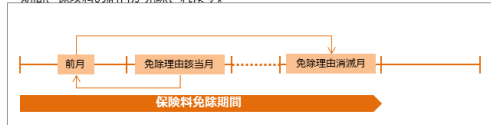
✓ 対象となる方

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方
2. 生活保護法による「生活扶助」を受けている方
※外国籍の方は申請免除の要件となります。
3. 厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

✓ 年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間および年金額に算入されます。
※老齢基礎年金の場合、1か月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1か月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば追納も可能です。

- 免除理由該当日の属する月の前月分から免除理由消滅日の属する月分までの期間、保険料の納付が免除されます。



【前納保険料】

- ・法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

No.18-2 法定免除制度

✓ 手続き

- 条件に該当するようになった時
「国民年金保険料免除理由該当届」を市区町村に提出します。

申請書等
(3)

- 条件に該当しないようになった時
「国民年金保険料免除理由消滅届」を市区町村に提出します。

申請書等
(3)

✓ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？

申請書等
(3)

「国民年金保険料免除期間納付申出書」を市区町村に提出します。

- 国民年金保険料免除期間納付申出にあたって、以下の確認事項があります。

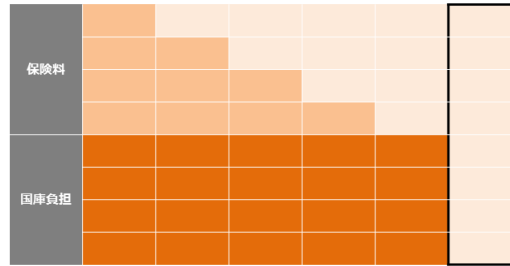
- ・本人の申出により、平成26年4月1日前に法定免除に該当している場合には、平成26年4月1日以後の免除期間、平成26年4月1日以後に法定免除に該当する場合には、免除理由該当日の属する月の前月以後の免除期間について、保険料を納付することができます。
- ・納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生するため、保険料が未納のまま納付期限が経過すると、その期間は未納期間となります。
- ・納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって法定免除に戻すことはできません。なお、効効内であれば、さかのぼって申請免除はできます。
- ・納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、返還することはできません。
- ・納付申出をした期間は、付加年金または国民年金基金に加入することができますが、これら付加年金または国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。
- ・納付申出をやめる場合にも、申出が必要です。



No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

☑ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1か月の保険料額と1か月あたりの年金額の関係は下記のとおりです。



	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除	⑤ 全額免除	⑥ 納付猶予 学生納付特例
1か月の 保険料額※1	15,590円	11,690円	7,800円	3,900円	0円	0円
年金額に 反映される割合	1	7/8	6/8	5/8	4/8	0
(参考) 1か月あたりの 年金額※2	1,625円	1,421円	1,218円	1,015円	812円	0円

※1 平成27年度の保険料額

※2 平成27年度の老齢基礎年金の満額（780,100円）を基に推計

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、追納することで将来の年金額を増やすことができます。

⇒ 追納
(No.20)



No.20-1 追納について

☑ 「追納」とは？

保険料の**免除**、**若年者納付猶予**、**学生納付特例**を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の**年金額が少なくなります**。

将来受け取る**年金額を増やす**ために、**10年以内**であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（**追納**する）ことができます。

例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

☑ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-	加 算 ↓ 追納加算額はありません
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円	

☑ 手続き

⇒ 申請書特
(5)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

☑ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、**未納期間**となるため、**追納できません**。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません**。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。





加入・喪失・各種変更
免除・納付猶予
お手続きガイド

加入のお手続き	若年者納付猶予のお手続き
各種変更・資格喪失のお手続き	若年者納付特例のお手続き
年金手帳の再交付のお手続き	法定免除のお手続き
保険料はいくら？	保険料負担と年金額の関係は？
保険料の納付方法は？	追納のお手続き

ピンク

平成27年度版 20150401：A2-01-1